

2023年8月21日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

酒税の税率改正について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、10月1日から税率の引き上げ及び引き下げが実施されます。

同時に、新旧税率の調整のため、**手持品課税**及び**戻税**の措置がとられます。

下記を参考にすべての組合員へ周知願います。

記

1.対象者（別紙1）

- (1) 手持品課税（申告が必要な場合）・・・①**引上**対象酒類を1,800ℓ以上所持
- (2) 戻税（還付申告ができる場合）・・・②**引下**対象酒類のほうが多い（差額還付）

2. 対象酒類

- (1) **引上**対象酒類・・・新ジャンル、果実酒
- (2) **引下**対象酒類・・・ビール、発泡酒、発泡性酒類、清酒、その他の醸造酒

3.申告期限

2023年10月31日（火） → 納付期限 2024年4月1日（月）

4.提出書類

手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書（別紙2）

税額算出表（別紙3）

所持場所ごとの所持数量の内訳書（別紙4） ※所持場所が1か所の場合は不要

【添付書類】 県連 HP のみ

別紙1 国税庁リーフレット

- 2 手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書
- 3 税額算出表
- 4 所持場所ごとの所持数量の内訳書
- 5 酒税の手持品課税（戻税）の申告等の手引